

総合物流施策大綱について

- 総合物流施策大綱は、政府における物流施策や物流行政の指針を示し、関係省庁の連携により施策の総合的・一体的な推進を図るものとして、1997年4月に5年計画として閣議決定。
- これまで、様々な経済情勢等の変化や課題等を踏まえ、6回にわたって策定。

1997－2001

- (1) アジア太平洋地域で最も利便性が高く魅力的なサービス
- (2) 産業立地競争力の阻害要因とならない物流コスト
- (3) 環境負荷の低減

2001－2005

- (1) コストを含めて国際的に競争力のある水準の物流市場の構築
- (2) 環境負荷を低減させる物流体系の構築と循環型社会への貢献

2005－2009

- (1) スピーディーでシームレスかつ低廉な国際・国内一体となった物流の実現
- (2) 「グリーン物流」など効率的で環境にやさしい物流の実現
- (3) 国民生活の安全・安心を支える物流システムの実現
- (4) デマンドサイドを重視した効率的物流システムの実現

2009－2013

- (1) グローバルサプライチェーンを支える効率的物流の実現
- (2) 環境負荷の少ない物流の実現等
- (3) 安全・確実な物流の確保等

2013－2017

「強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築～国内外でムリ・ムダ・ムラのない全体最適な物流の実現～」

- (1) 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現
- (2) さらなる環境負荷の低減に向けた取組
- (3) 安全・安心の確保に向けた取組

2017－2020

「社会状況の変化や新たな課題に対応できる『強い物流』の実現」

- <繋がる> サプライチェーン全体の効率化・付加価値の創造
- <見える> 働き方改革の実現
- <支える> インフラの機能強化
- <備える> 災害リスク・環境問題への対応
- <革命的に変化する> 新技術の活用
- <育てる> 人材の確保・育成

○ 物流生産性の向上

○ 社会的課題への積極的対応

- ・産業競争力強化
- ・SDGsへの対応等

次期総合物流施策大綱の策定

- 現在の総合物流施策大綱は令和2年度に目標年次を迎えることから、新しい大綱の策定に向けて検討を開始する必要がある。
- 有識者からなる検討委員会(座長:根本敏則 敬愛大学教授)を立ち上げ、その提言を受け、政府として新しい総合物流施策大綱を策定する。

2020年代の総合物流施策大綱に関する検討会

第1回検討会 令和2年7月16日
(令和2年12月まで計7回開催)



令和2年12月23日 有識者検討会の提言公表



有識者検討会の提言を受け、関係省庁と協議し大綱案を策定



令和3年6月頃

新しい総合物流施策大綱の閣議決定